

## 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の設定方法が適用される範囲の見直し

退職後継続再雇用<sup>(注1)</sup>された場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額<sup>(注2)</sup>に改定できる仕組みの対象者が「60歳以上の方」に変わります。(平成25年4月1日施行)

(注1) 1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。

(注2) 被保険者が事業主から受ける報酬を一定の幅で区分した報酬月額にあてはめて決定した額。

- 従来、「60歳から64歳までの厚生年金」を受け取る権利のある方が退職後継続再雇用される場合については、事業主との使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届及び取得届を同時にご提出いただき、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じて標準報酬月額を決定していました。
- 平成25年4月から、「60歳から64歳までの厚生年金」の支給開始年齢が引き上がることに合わせ、この取扱いの対象者を、「60歳から64歳までの厚生年金」を受け取る権利のある方だけでなく、**60歳以降に退職後継続再雇用される方全てに拡大することとしました。**

### 退職後継続再雇用される場合に再雇用された月から標準報酬月額を改定できる範囲

#### 新たに対象となる方

退職し、継続再雇用された「60歳から64歳までの厚生年金」を受け取  
る権利がない方

退職し、継続再雇用された65歳以上の方  
(※70歳以上の健康保険のみ加入の方を含む。)

#### これまで対象の方

退職し、継続再雇用された「60歳から64歳までの厚生年金」を受け  
る権利がある方

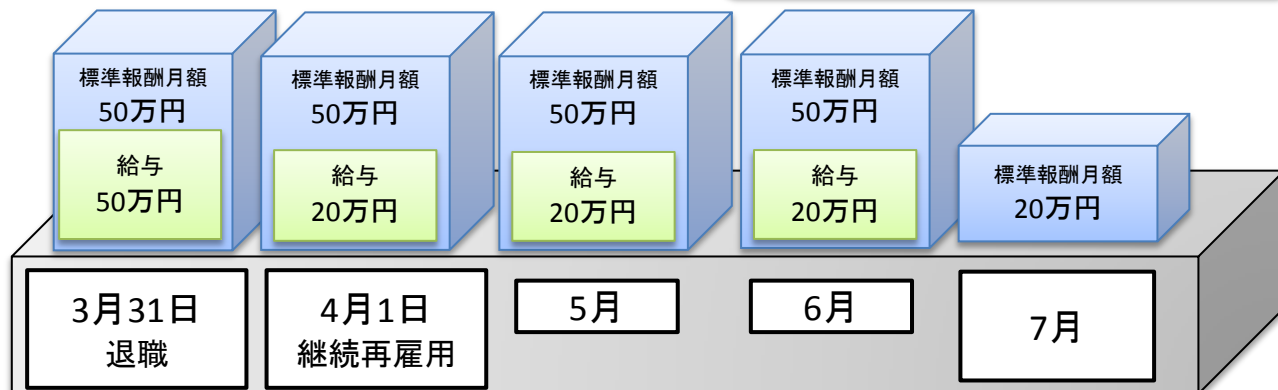
### 【ご注意ください】

- 60歳以降に退職後継続再雇用され、再雇用の最初の月から給与変動に対応した標準報酬月額の扱いを受けるためには、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時にご提出いただく必要があります。(なお、厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所である場合には、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要です。)
- 被保険者資格取得届には、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類(退職したことがわかる書類、再雇用時の雇用契約書又は事業主の証明等)を添付していただく必要があります。
- 健康保険の傷病手当金を受けている方は、新たに被保険者資格取得届を提出されると、再雇用後の標準報酬月額をもとに給付額の計算を行いますので、ご注意ください。

**事例** 60歳から64歳の年金を受け取る前の方が、3月31日に退職し  
4月1日に同じ会社に再雇用され、かつ給与が50万円から  
20万円となった場合

改正されない場合の取扱い

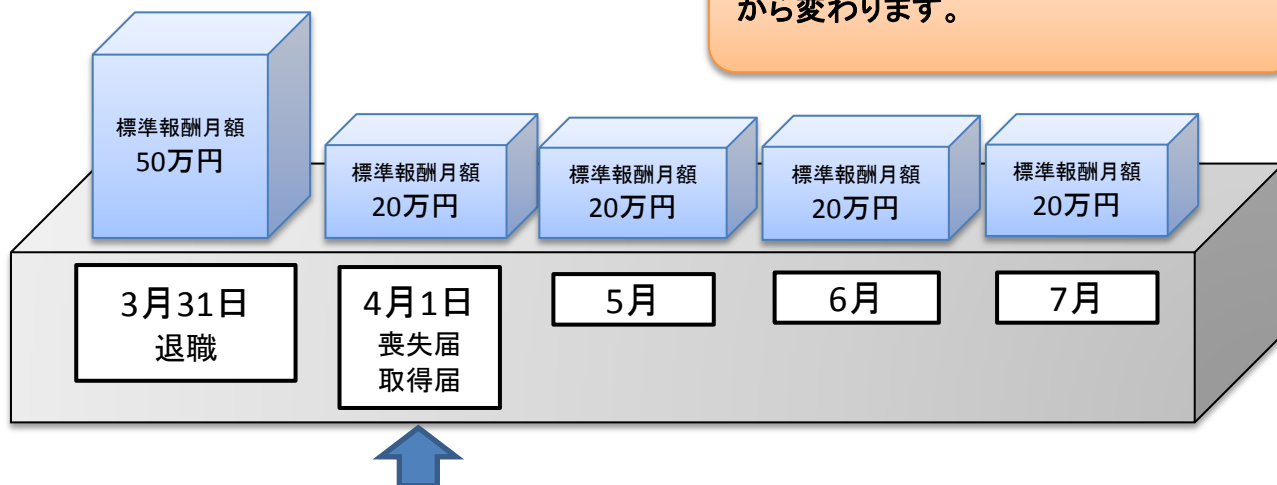
標準報酬月額が再雇用後**4カ月目**  
に変わる。



これまでは **年金受給権がある方に限り**、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより再雇用後の給与に応じた標準報酬月額を決定していました。

平成25年4月1日より実施

標準報酬月額が再雇用後の**最初の月**  
から変わります。



**60歳以降に退職後継続再雇用される方すべて**に取扱いを拡大し、被保険者資格喪失届と被保険者資格取得届を同時に提出していただくことにより標準報酬月額の決定を行います。

詳しくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>をご覧ください。  
ご不明な点は、お近くの年金事務所までお問合せください。